



# 火災通報装置の基準が改正され IP 電話回線の使用が可能になりました

平成28年4月1日に消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件が施行され、これまでアナログ電話回線に限定されていた火災通報装置の接続回線にインターネット回線を利用したIP電話回線も使用できるようになりました。

既に設置している火災通報装置をアナログ電話回線のままで使用する場合は、改修工事等を行うことなく、そのまま使用することができますが、IP電話回線に切り替える場合は火災通報装置本体の交換工事が必要ですので、消防本部までお問合せください。

## 【問合せ先】

青森地域広域事務組合消防本部予防課 電話017-775-0853

## 注意

火災通報装置は、電話回線の選択とその接続方法を誤ると、消防機関へ適切な通報が行えなくなります。

